

# 医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院はオンライン資格確認(マイナンバーカードの保険証利用)を行う体制を整備し、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療のご提供に努めております。  
(薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。)

正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の活用にご協力をお願いいたします。

令和5年4月1日より、健康保険法の診療報酬算定に基づき、以下の通り診療報酬点数を算定いたします。

## 【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

初診時	マイナ保険証を利用される場合	2点
	マイナ保険証を利用されない場合	6点
再診時	マイナ保険証を利用されない場合	2点